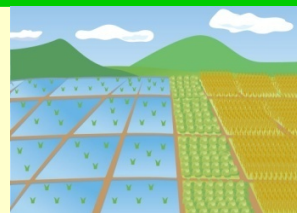


農業者戸別所得補償制度 スタート



農業者戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境を作り上げていくための施策です。また、環境の保全や美しい景観などの維持にもつながる重要な施策です。

平成22年度に水田を対象として実施した戸別所得補償モデル対策に続き、本年4月からは、畑作物を加え各種加算措置も充実させ、本格的に実施します。

- ・「農業者戸別所得補償交付金交付申請書（様式1号）」
- ・「農業者戸別所得補償制度の交付金に係る営農計画書（様式2号）」
- ・「水田・畑作経営所得安定対策加入実績確認書
兼収入減少影響緩和対策加入申請・積立申出書（様式6号）」



上記3点の提出期間は
4月1日～6月30日です。

最寄りの地域農業再生協議会に提出して下さい。

農業者戸別所得補償制度に関する、様式、パンフレット等詳しい情報については、北海道農政事務所ホームページからご覧いただけます。

または、最寄りのお問い合わせ先にご連絡下さい。

北海道農政事務所ホームページ【農業者戸別所得補償制度について】

<http://www.maff.go.jp/hokkaido/suishin/kobetu/index.html>

農林水産省ホームページ【農業者戸別所得補償制度について】

http://www.maff.go.jp/j/seisaku/kobetu_hosyo/index.html

農業者戸別所得保守制度に関する相談窓口（フルダイヤル）

0120-38-3786（サア ミナハイロー）



「のうせい News Letter 北海道」は、農林水産省の施策のうち北海道と関係の深い情報を道内の皆様にお知らせするものです。

発行：北海道農政事務所農政推進課企画調整グループ

TEL:011-642-5433 FAX:011-612-9044 <http://www.maff.go.jp/hokkaido/>